

NO	発言者	項目	ページ	委員からの質問（意見）	県の説明（考え方） 案
1	宮本	意識調査	-	少子高齢化等、全国や他県と比較をして計画を作成していただきたい。	計画には、他県や全国と比較した内容を盛り込んでいる。 高齢化率の高い秋田県の計画も参考に計画を策定していく。
2	菊池	意識調査	42	問3 副問1の選択肢で「1. 架空請求、不当請求、振り込み詐欺（特殊詐欺）などに関するもの」とあり、その中でも「不当請求」は選択肢2や3に関するものもあるはずだが、なぜこのような選択肢としたのか。	平成26年度県民世論調査と同じ設問となっており、経年変化を見るもの。選択肢も前回の調査と合わせている。
1	笹岡	審議会	-	今回の審議会の後、議会への報告、パブコメを経て、3回目の審議会となると思うが、審議会で意見を出して計画に反映させられるのは今回が最後か。	3回目の審議会でも意見を伺って計画に反映させていく予定。
2	笹岡	数値目標	44～	数値目標の根拠はあるか。国の目標を参考にしているのか。	数値目標の計算式は特にない。国の数値目標というのはないため、県で独自に設定している。
3	北村	学校教育	-	成年年齢の引下げにより、18～19歳が契約当事者となる被害がどれだけ出てくるかを心配している。若年者や高齢者における消費者被害の手口は高度化しており、しっかり目標を立てて取り組んでいてもらいたい。	国の基本方針や推進計画に沿って、ライフステージや消費者の特性に応じた取り組みを推進していく。
4	宮本	高齢化の進行と地域コミュニティの衰退	2	「(1)高齢化の進行と地域コミュニティの衰退」とあるが、書き方としては、「高齢化の進行」と「地域コミュニティの衰退」を別々に書いているのか。「高齢化の進行」により「地域コミュニティ」が衰退していくという意味か。	「地域コミュニティの衰退」についての記述が足りていないと思っているが、高齢者の単身世帯が増加していることで「地域コミュニティの衰退」が進んでいるという旨記載している。（P.2）
5	宮本	高齢者の定義	-	「高齢者」を65歳以上としている場合と、60歳以上としている場合があるが、その理由は何か。	基本的には65歳以上を高齢者としているが、統計上65歳以上の数値が分からない場合があるため、やむを得ず60歳以上としている場合がある。
6	白石・菊池	くらしのサポーター	44	地域包括支援センターは介護保険の入り口となるところで、判断能力の乏しい方などが来られるため「見守り活動」では厳しい。くらしのサポーターの登録者数を数値目標として設定しているが、こういった人的資源があってもどう活用して良いか分かっていない。くらしのサポーターの取組内容について具体的に示していただきたい。 登録していただいた後、どのように関わっていくかが重要。	地域包括支援センターとは情報共有を行っている。くらしのサポーターはあくまでボランティアであり、イベント等での協力などを強制できるものではない。 ★具体的な活動内容については、附属資料でお示しする（P.56）
7	白石	食品ロス	45	「フードバンク等に寄附する県民の割合」を数値目標として設定しているが、フードバンクが食品廃棄の最終窓口とならないようルール作りをお願いしたい。	令和4年3月に「高知県食品ロス削減推進計画」を策定している。また、今年度にはフードドライブの手引きの作成も予定している。

NO	発言者	項目	ページ	委員からの質問（意見）	県の説明（考え方） 案
8	菊池	S N S	45	S N Sでの情報発信回数を数値目標として設定しているが、回数ではなく、どのくらい認知されているかを目標としてはどうか。	中間見直しの際に県民意識調査を行うため、その調査の中で認知度についても確認していく。
9	上岡	計画策定の目的	1	「計画策定の目的」については、国の基本方針を踏襲しているものと思うが、「被害に遭わない消費者の育成」について、点でなく面での消費者教育をしていく旨記載していただきたい。	★「関係団体など様々な主体と相互に連携・協働し、お互いの強みを生かしながら」を追加（P.1／8行目）
10	上岡	「被害」「トラブル」	-	「消費者被害」と「消費者トラブル」の書き分けをしてもらいたい。 ・消費者被害：事業者側に原因のあるもの。 ・消費者トラブル：消費者側に原因のあるもの。	★ご指摘のとおり修正済み P.3／5行目「消費者トラブル」→「消費者被害」 P.9／第3節「インターネット被害」→「インターネット被害・トラブル」 P.35／3行目「消費者トラブル」→「消費者被害・トラブル」 P.35／下から5行目「消費者トラブル」→「消費者被害・トラブル」 P.35／下から2行目「消費者トラブル」→「消費者被害」
11	上岡	学校教育	-	高校生を対象とした意識調査では、「授業において消費者教育を充実してほしい」という回答が多かったが、教育委員会の話がない。学校を巻き込んで消費者教育を行ってもらいたい。	教育委員会と連携のうえ、学習指導要領の徹底及び若年者向け消費生活講座の活用促進を働きかけていく。 ★若年者向け消費生活講座の実施回数の数値目標を追記（P.45）
12	本間	くらしのサポーター	-	「賢い消費者になろう」という講座を受講後、サポーターへの登録を呼びかけて登録するようになっている。 受講者数と登録者数は違うため、受講者数についても広めていってはどうか。	くらしのサポーターの登録者数について、審議会に報告する際に、受講者数についても併せて報告していく。
13	本間・笹岡	数値目標	45～46	令和3年度の現状から令和11年度の数値目標を設定しているが、年間目標がある方が分かりやすいのではないかな。	★令和8年度の数値目標を追記（P.45～47）
14	宮本	計画策定の目的	1	「自ら気付き、判断し、行動することが出来る消費者」とあるが、「自ら気付き、判断し、行動することが出来る"エシカルな"消費者」とできないか。	★ご指摘のとおり修正済み
15	菊池	各主体との連携・協働	39～41	いかに各主体と連携していくか、県の方でコーディネートしていただきたい。	市町村や学校現場等の各主体と緊密な連携を図り、きめ細やかな消費者教育を推進していく。
16	佐竹	学生への情報提供	-	一人一台配付されているタブレットを利用して学生への情報提供を行ってほしい。	教育委員会と連携し、一人一台のタブレットに啓発動画等のサイトやアプリ等の導入を検討していきたい。 ★取組内容にも一人一台タブレットを活用して消費者教育を推進していく旨を記載。（P.33／P.34／P.41）